

議案第74号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,600	185,800	246,200	269,700	331,500
	2	156,900	187,800	248,400	271,900	334,000
	3	158,200	189,800	250,500	274,100	336,500
	4	159,500	191,800	252,600	276,300	339,000
	5	160,900	193,800	254,700	278,500	341,500
	6	162,400	195,900	256,900	280,700	343,800
	7	163,900	197,900	259,000	282,900	346,100
	8	165,500	199,900	261,200	285,100	348,400
	9	167,100	201,900	263,400	287,400	350,600
	10	168,800	203,900	265,600	289,800	352,800
	11	170,600	205,900	267,800	292,200	355,100
	12	172,500	207,900	270,000	294,600	357,400
	13	174,400	210,000	272,200	297,100	359,700
	14	176,300	212,000	274,400	299,500	362,000
	15	178,300	214,000	276,600	302,000	364,300
	16	180,300	216,000	278,800	304,500	366,600
	17	182,400	218,100	281,000	307,000	368,800
	18	184,700	220,400	283,400	309,300	371,000
	19	187,000	222,600	285,900	311,600	373,200
	20	189,300	224,800	288,300	313,800	375,400
	21	191,600	226,900	290,700	316,000	377,500
	22	192,800	229,000	293,000	318,200	379,600
	23	194,000	231,000	295,200	320,500	381,700
	24	195,200	233,100	297,400	322,800	383,800
	25	196,400	235,100	299,600	325,000	385,900
	26	197,600	237,200	301,900	327,200	388,000
	27	198,800	239,300	304,200	329,500	390,000
	28	200,000	241,300	306,400	331,800	392,000
	29	201,200	243,300	308,500	334,000	394,000
	30	202,400	245,300	310,600	336,300	396,000
	31	203,600	247,400	312,800	338,500	398,000
	32	204,800	249,500	314,900	340,800	400,000
	33	206,100	251,500	317,000	343,000	402,000
	34	207,400	253,600	319,100	345,200	404,000
	35	208,800	255,600	321,300	347,500	406,000
	36	210,200	257,600	323,400	349,700	407,900
	37	211,600	259,600	325,500	352,000	409,800
	38	213,000	261,600	327,600	354,300	411,700
	39	214,400	263,600	329,800	356,500	413,600
	40	215,800	265,700	331,900	358,700	415,500
	41	217,300	267,700	334,000	360,800	417,400
	42	218,900	269,800	336,200	362,800	419,300
	43	220,600	271,800	338,300	364,900	421,200
	44	222,300	273,800	340,400	366,900	423,100

再任用職員以外の職員

45	224,000	275,800	342,500	369,000	425,000
46	225,500	277,800	344,600	371,100	426,800
47	227,000	279,800	346,700	373,100	428,600
48	228,500	281,800	348,800	375,100	430,400
49	230,000	283,900	350,800	377,000	432,200
50	231,500	285,900	352,800	379,000	433,900
51	233,000	287,900	354,800	381,000	435,600
52	234,500	289,900	356,800	382,900	437,300
53	236,000	291,900	358,700	384,900	438,900
54	237,500	293,900	360,600	386,800	440,500
55	239,000	295,900	362,600	388,600	442,100
56	240,400	297,900	364,500	390,500	443,700
57	241,800	299,900	366,400	392,400	445,200
58	243,200	301,900	368,200	394,200	446,700
59	244,600	303,900	370,000	395,900	448,200
60	246,000	305,900	371,800	397,600	449,700
61	247,300	307,900	373,500	399,200	451,100
62	248,600	309,900	375,100	400,800	452,400
63	249,900	311,900	376,700	402,500	453,600
64	251,300	313,800	378,200	404,200	454,700
65	252,700	315,700	379,600	405,800	455,700
66	254,100	317,600	381,000	407,300	456,700
67	255,400	319,500	382,300	408,900	457,600
68	256,700	321,400	383,600	410,400	458,500
69	258,000	323,200	384,800	411,800	459,400
70	259,300	325,000	386,100	413,100	460,300
71	260,600	326,700	387,300	414,400	461,100
72	262,000	328,400	388,500	415,800	461,800
73	263,300	330,100	389,600	417,100	462,500
74	264,700	331,800	390,600	418,300	463,100
75	266,000	333,500	391,600	419,600	463,700
76	267,300	335,200	392,500	420,800	464,200
77	268,600	336,800	393,300	421,900	464,700
78	269,900	338,400	394,000	422,900	465,200
79	271,200	339,900	394,600	424,000	465,700
80	272,500	341,300	395,200	425,000	466,200
81	273,800	342,700	395,800	426,000	466,700
82	275,000	344,100	396,400	426,900	467,200
83	276,300	345,500	396,900	427,800	467,700
84	277,500	346,900	397,300	428,600	468,200
85	278,800	348,200	397,600	429,300	468,700
86	280,000	349,400	398,000	429,800	469,200
87	281,200	350,500	398,400	430,200	469,700
88	282,400	351,600	398,800	430,600	470,200
89	283,600	352,600	399,200	431,000	470,700
90	284,800	353,600	399,600	431,500	471,200
91	286,000	354,500	400,000	431,900	471,700
92	287,100	355,400	400,400	432,300	472,200

93	288,200	356,200	400,800	432,600	472,700
94	289,300	356,900	401,200	433,000	473,200
95	290,400	357,600	401,600	433,400	473,700
96	291,500	358,300	402,000	433,800	474,200
97	292,600	359,000	402,400	434,200	474,700
98	293,700	359,700	402,800	434,600	475,200
99	294,700	360,300	403,200	435,000	475,700
100	295,700	360,800	403,600	435,400	476,200
101	296,700	361,300	404,000	435,800	476,700
102	297,700	361,900	404,400	436,200	
103	298,700	362,500	404,800	436,600	
104	299,700	363,000	405,200	437,000	
105	300,600	363,500	405,600	437,400	
106	301,500	363,900	406,000	437,800	
107	302,300	364,300	406,400	438,200	
108	303,100	364,700	406,800	438,600	
109	303,900	365,100	407,100	439,000	
110	304,600	365,500	407,500	439,400	
111	305,300	365,800	407,800	439,800	
112	306,000	366,100	408,200	440,200	
113	306,600	366,400	408,600	440,600	
114	307,100	366,800	409,000	441,000	
115	307,600	367,100	409,400	441,400	
116	308,100	367,400	409,800	441,800	
117	308,600	367,700	410,100	442,200	
118	309,100	368,100	410,500	442,600	
119	309,600	368,400	410,800	443,000	
120	310,100	368,700	411,200	443,400	
121	310,500	369,000	411,600	443,800	
122	310,900	369,400	412,000	444,200	
123	311,300	369,700	412,300	444,600	
124	311,700	370,000	412,700	445,000	
125	312,100	370,300	413,100	445,400	
126	312,500	370,700	413,500	445,800	
127	312,800	371,000	413,900	446,200	
128	313,100	371,300	414,300	446,600	
129	313,400	371,600	414,600	447,000	
130	313,800	372,000	415,000	447,400	
131	314,100	372,300	415,400	447,800	
132	314,400	372,600	415,800	448,200	
133	314,700	372,900	416,100	448,600	
134	315,000	373,300	416,500		
135	315,400	373,600	416,900		
136	315,700	373,900	417,300		
137	316,000	374,200	417,600		
138	316,400	374,600	418,000		
139	316,700	374,900	418,400		
140	317,000	375,200	418,700		

141	317,300	375,500	419,000			
142	317,700	375,800	419,400			
143	318,000	376,100	419,800			
144	318,300	376,400	420,100			
145	318,600	376,700	420,400			
146	319,000	377,000	420,800			
147	319,300	377,300	421,200			
148	319,600	377,600	421,500			
149	319,900	377,900	421,800			
150	320,300	378,200				
151	320,600	378,500				
152	320,900	378,800				
153	321,200	379,100				
154	321,500	379,400				
155	321,800	379,700				
156	322,100	380,000				
157	322,400	380,300				
158	322,700	380,600				
159	323,000	380,900				
160	323,300	381,200				
161	323,600	381,500				
162	323,900	381,800				
163	324,200	382,100				
164	324,500	382,400				
165	324,800	382,700				
166	325,100	383,000				
167	325,400	383,300				
168	325,700	383,600				
169	326,000	383,900				
170		384,200				
171		384,500				
172		384,800				
173		385,100				
174		385,400				
175		385,700				
176		386,000				
177		386,300				
再任用 職員		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「、3月1日」を削り、「第31条まで」を「第32条まで」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第32条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第32条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年4月1日

(2) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年12月1日

3 第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定を

適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第32条 略	第32条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> （第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> （第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の122.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」と、「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～7 略	4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)

第29条 期末手当は_____、6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第29条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

07.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中_____

「支給日」とあるのは「支給日（第32条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

12.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」

とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、

「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(828円、0.20%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.05	1.025	2.075	1.05	1.025	2.075	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	12月期	1.10	1.025	2.125	1.10	<u>1.125</u>	<u>2.225</u>	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合 計	2.40	2.05	4.45	2.40	<u>2.15</u>	<u>4.55</u>	2.40	2.15	4.55
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.85	1.225	2.075	0.85	1.225	2.075	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	12月期	0.90	1.225	2.125	0.90	<u>1.325</u>	<u>2.225</u>	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合 計	2.00	2.45	4.45	2.00	<u>2.55</u>	<u>4.55</u>	2.00	2.55	4.55
	再任用職員(※)の支給月数									
	現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.60	0.50	1.10	0.60	0.50	1.10	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.65	0.50	1.15	0.65	<u>0.55</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合 計	1.35	1.00	2.35	1.35	<u>1.05</u>	<u>2.40</u>	1.35	1.05	2.40	
再任用管理職員(※)の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.50	0.60	1.10	0.50	0.60	1.10	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.55	0.60	1.15	0.55	<u>0.65</u>	<u>1.20</u>	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合 計	1.15	1.20	2.35	1.15	<u>1.25</u>	<u>2.40</u>	1.15	1.25	2.40	
※ 令和5年度にあつては、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)										
施行期日等	1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和5年4月1日から施行する。									